○学校法人國學院大學監事監査規程

令和７年３月２７日制定

(趣旨)

第１条 この規程は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人國學院大學寄附行為（以下「寄附行為」という。））第 29 条の規定に基づき、監事が行う監査に関し必要な事項を定め、監事の円滑かつ適切な職務の遂行を図る。

(監事監査の目的)

第 2 条 監事監査（以下「監査」という。）は、学校法人國學院大學(以下「本法人」という。）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況の適正性を確保し、もって本法人の健全な発展及び社会的信頼の保持に資することを目的とする。

(監事の基本的姿勢)

第 3 条 監事は、公正不偏な立場で適切に監査を実施するとともに、職務上知り得た事項を他に漏洩してはならない。

2 監事は、理事及び教職員との意思疎通を図り、業務の実態を把握するなど、監査に必要な情報の収集に努めなければならない。

3 監事は、監査に実施に当たっては、本法人の業務の円滑な遂行及び教育・研究の特性に十分配慮しなければならない。

4 監事は、監査対象部門に対し直接指揮命令してはならない。

（監査の種類）

第 4 条 監査の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 定期監査　監事が予め監査計画を定め、当該計画に基づいて実施する監査

(2) 臨時監査　監事が必要と認める事項が生じた際に実施する監査

（調査権限等）

第 5 条 監事は、いつでも、理事及び教職員に対して事業の報告を求め、又は本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

2 監事は、その職務を行うために必要があるときは、本法人の子法人に対して事業の報告を求め、又は業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、本法人の監査に必要があると認めたときは、監査法人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査し、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

（監査計画）

第 6 条 監事は、毎会計年度ごとに、重要性・適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立て、適切に調査対象及び方法を選定の上、監査計画書を作成し、理事長に提出するものとする。

2 監事は、監査計画を変更する場合又は臨時監査を実施する場合は、速やかに理事長に通知しなければならない。

（監査の方法）

第 7 条 監査は、書面監査及び実地監査その他監事が適当と認める方法により行う。

2 監事は、監査の実施に当たり、理事及び教職員に対して質問を行い、関係資料の提出、事実の説明及び必要事項の報告並びに監査遂行上必要な行為を求めることができる。

(業務監査)

第 8 条 監事は、本法人の業務が、法令並びに寄附行為及びその他の本法人諸規則に準拠して適正に執行されているかを検証するため、業務監査を実施する。

2 監事は、業務監査において、以下の事項について確認する。

(1) 理事会決議及び理事の意思決定が善管注意義務や忠実義務に基づき適切に行われていること。

(2) 理事長及び業務を執行する理事がその職務の執行状況を適時かつ適切に理事会に報告し、理事会がその監督義務を適切に果たしていること。

(3) 理事会及び理事長等が、内部統制を適切に構築し運用していること。

(4) 本法人の中期計画及び事業計画が、本法人の運営方針及び各設置学校の教育方針に沿って適切に策定されていること。

(会計監査)

第 9 条 監事は、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表）が学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠し、正しく作成されていること及び財産目録が正しく作成されていることを確認するため、次に掲げるとおり会計監査を実施する。

(1) 内部統制の整備・運用状況を検証し、取引記録等の正確性を検証する。

(2) 期末の財政状態並びに予算管理を含めた資金収支及び事業活動収支の適正性を検証する。

2 監事は、会計監査人が行う会計監査の方法及び結果を把握し、自身の判断で会計監査を行う。

(監事会)

第 10 条 監事は、職務を遂行するため、監事全員により構成する監事会を設置する。

2 監事会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行うものとする。

(1) 監査方針、監査計画及び監査方法

(2) 監査結果の報告内容
(3) その他監査実施に当たり必要な事項
3 監事会は、適宜開催するものとし、必要に応じて監事以外の者に出席を求めることができる。

(他の監査との連携)
第11条 監事は、会計監査人及び内部監査室と密接な連携を保ち、情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めなければならない。
2 監事は、監査機能を高めるため、必要に応じ内部監査室に対して支援を求めることができる。

（情報の共有）
第12条 常勤の監事は、職務の遂行上知り得た重要な情報を、非常勤の監事と共有するよう努めなければならない。
2 非常勤の監事も、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、その共有に努めなければならない。

（監査費用）
第13条 監事は、職務の執行ために必要な費用を本法人に請求する。

（監査の事務補助）
第14条 監事は、監査を行うにあたり、必要と認めたときは、理事長の承認を得て、本法人の職員に監査に関わる事務を補助させることができる。
2 監査に従事した職員は、監査によって知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

（重要な会議への出席及び重要書類の閲覧等）
第15条 監事は、理事会及び評議員会、その他理事長が必要と認める重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
2 監事は、前項の会議への出席の有無にかかわらず、理事及び教職員から審議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧することができる。
3 監事は、決裁文書等重要書類の閲覧及び資料の提供を求めることができる。

(監査報告書の作成・提出等)
第16条 監事は、監査の結果を踏まえ、本法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監事会での検討及び協議を経て、監査報告書を作成する。
2 監事は、前項の監査報告書を当該会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出し、監査の実施状況及びその結果を報告する。

3 臨時監査を実施した場合においては、その都度書面にて理事長にその結果を報告する。

（不正行為・法令違反行為等への対応）

第 17 条 監事は、監査の結果、本法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告する。

2 監事は、前項の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求する。

3 前項の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。 理事選任機関の招集を請求した場合も同様とする。

(理事長に対する提言・助言等)

第 18 条 監事は、本法人の健全な経営に資するために、次の場合には、当該事実の発生を予防し、又はその是正を図るよう、理事長に対して提言・助言を行う。

(1) 本法人に著しい損害又は重大な事故等を招くおそれがある事実を認めたとき

(2) 本法人の業務に違法又は著しく不当な事実を認めたとき

(3) 本法人の内部統制について重要な不備を認めたとき

(4) その他必要があると認めるとき

(理事の行為の差し止め)

第 19 条 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(規程の改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、監事会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。